

令和4年度 保育所等の利用者負担額(保育料・副食費)※令和5年度は変更になる可能性があります※

(単位:円/月)

町階層	階層区分	推定年収	1号認定者(教育認定/私立) ※幼稚園・認定こども園(教育部)		2号認定者(保育認定/満3歳以上児) ※保育所・認定こども園(教育部)		3号認定者(保育認定/満3歳未満児) ※保育所・認定こども園(教育部)	
			国基準額 【標準時間:4時間】	佐々町 副食費	国基準額 【標準時間:11時間】	佐々町 副食費	国基準額 【標準時間:11時間】	佐々町 保育料
1	生活保護世帯等	—	0	0	0	0	0	0
2-A	2-Bのうち ひとり親世帯等	—	0	0	0	0	0	0
2-B	町民税非課税世帯	~260万円	0	0	0	0	0	0
3-A1	3-A2のうち ひとり親世帯等	—	0	0	0	0	9,000	0
3-A2	均等割のみ課税される世帯	~270万円	0	0	0	0	19,500	0
3-B1	3-B2のうち ひとり親世帯等	—	0	0	0	0	9,000	0
3-B2	所得割課税額 48,599円以下	~330万円	0	0	0	0	19,500	0
4-A1	4-A2のうち ひとり親世帯等	—	0	0	0	0	9,000	0
4-A2	所得割課税額 48,600円以上 57,699円以下	—	0	0	0	0	30,000	0
4-A3	4-A4のうち ひとり親世帯等	—	0	0	0	0	9,000	0
4-A4	所得割課税額 57,700円以上 72,799円以下	~340万円	0	0	4,500	4,500	30,000	22,000
4-B1	4-B2のうち ひとり親世帯等	—	0	0	0	0	9,000	8,200
4-B2	所得割課税額 72,800円以上 77,100円以下	~360万円	0	0	4,500	4,500	30,000	22,000
4-C	所得割課税額 77,101円以上 96,999円以下	~470万円	4,500	4,500	4,500	4,500	30,000	27,000
5-A	所得割課税額 97,000円以上 132,999円以下	~550万円	4,500	4,500	4,500	4,500	44,500	32,000
5-B	所得割課税額 133,000円以上 168,999円以下	~640万円	4,500	4,500	4,500	4,500	44,500	32,000
6-A	所得割課税額 169,000円以上 211,200円以下	~680万円	4,500	4,500	4,500	4,500	61,000	40,000
6-B	所得割課税額 211,201円以上 300,999円以下	~930万円	4,500	4,500	4,500	4,500	61,000	40,000
7	所得割課税額 301,000円以上 396,999円以下	~1,130万円	4,500	4,500	4,500	4,500	80,000	40,000
8	所得割課税額 397,000円以上	1,130万円~	4,500	4,500	4,500	4,500	104,000	40,000

多子カウント年齢制限無

多子カウント年齢制限無

多子カウント年齢制限無

※ 上記は第1子目の金額であり、第2子目は1/2の金額、第3子目以降は無料となります。

※3号認定保育料は、給食(材料)費を含みます。

1号認定者は小学校3年生までの兄弟からカウント、2・3号認定者は同時利用の未就学児兄弟からカウントします ※ 保育料は、利用する施設・事業、公私立を問わず、認定区分ごとに同一の負担額となります。

ただし、1号認定者は1~4-B2、2・3号認定者は1~4-A2の階層に該当する場合は、年齢制限なくカウントします。

※ 8月分までの保育料は前年度の町民税額、9月分以降の保育料は当年度の町民税額により決定されます

※ 教育・保育認定のひとり親世帯等(1~4-B1階層)の金額は、2子目以降は無料となります。

※ 保育料の他、施設により、行事代・バス利用代等の実費徴収費や上乗徴収費がかかることがあります。

※ 施設型給付及び地域型保育給付の対象とならない施設の保育料は、各施設が定める保育料となります。